阪南市議会議員 上甲 誠 市政報告書 令和 6 年02月 第052号

さかそう通信

Sakaso

執筆・印刷
上甲　誠（じょうこうまこと）
無所属　（1973 年阪南市生まれ）
市政相談所：〒 599-0224　阪南市舞 4-30-2
電話 072-474-9211 メール mj@mac-joe.net
ブログ http://mac-joe.net/

「ともにさかそう 笑顔とお互いさまのまち 阪南 (2012~2021)」～「ONE ACTION ～時代の１歩先をゆくまち～ (2022~2033)」
市民一人ひとりが１歩踏み出すことで、未来が形づくられ、やがて太い幹となるまち。地域経営の主体は地域に住む市民であり、その地域の市民、企業・団体、行政それぞれが、「わがごと」として、「オープン」に「双方向」で課題に取り組むことが重要です。
『共創による新しい地域価値が創造され、誰もが輝ける舞台都市・阪南 』　～「さかそう通信」お届けします。

こんにちは。市議会議員の上甲です。市政報告書「さかそう通信」第52号をお届けいたします。今回は阪南市議会の議会改革についてお伝えいたします。

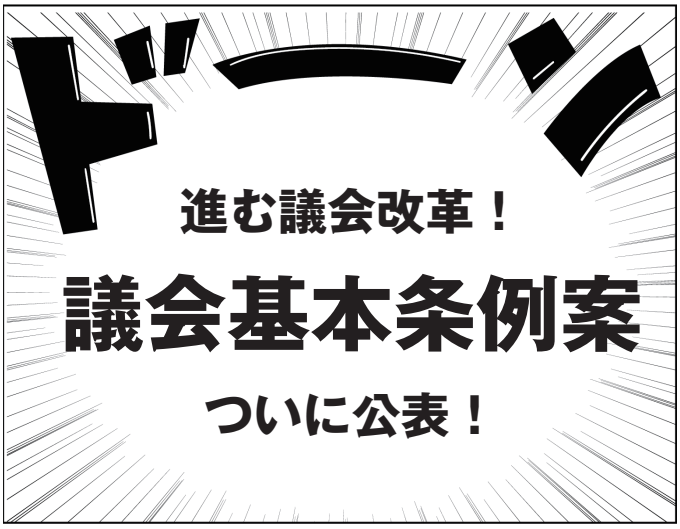

市民皆様の代表である市議会で、これまで検討に検討を重ねてまいりました「議会基本条例」、ついに「案」としてまとまりまして、この度パブリックコメントと住民説明会を開催することとなりました。

ぎかい-きほんじょうれい【議会基本条例】議会の意義や責務、活動方針など、議会に関する基本事項を定めた条例。平成18年（２００６）に北海道栗山町議会が初めて制定し、全国の自治体に広まった。
出典　デジタル大辞泉

今後のステップ

パブリックコメント（意見公募）
2月5日～3月8日
住民説明会（阪南まもる館）
2月18日　10時～

くわしくはこちら

皆様から頂いた
ご意見を踏まえて
「最終調整」

議会へ上程（議員提案）
「議決」
条例施行

議会改革推進検討会では、議会基本条例をより良いものにするために、3回の視察を行いました。

《岸和田市議会》令和4年4月26日
・議会基本条例について
・政策討論会について
・市議会災害対応マニュアルについて
《大阪狭山市議会》〃 6月30日
・通年議会について
・議会報告会について
・こども議会について
《泉佐野市議会》〃 7月4日
・議会基本条例について
・こども議会について
・市民との意見交換会について

議会改革推進検討会のあゆみ

第１期	第２期	第３期
令和２年８月６日～令和３年６月25日	令和３年11月25日～令和４年10月13日	令和５年２月21日～令和５年12月21日
計11回	計14回＋視察３回	計13回
・議会のペーパーレス化、ICT化 ・議会役員構成任期 ・議員報酬 ・議会基本条例 ・その他	・議会基本条例	・議会基本条例

４年に及んで検討を重ねた議会基本条例の詳細は裏面で！

上甲誠ブログ

人こそ街なり

ほぼ毎日更新中！

http://mac-joe.net/

阪南市のお得情報、イベント、
こんなこと知りたかった、満載！！

上甲誠市政報告座談会

さかそう会

【毎月】３回開催しています。

2月17日（土）10時
あたごプラザ「ホール」

2月24日（土）10時
桃の木台西住民センター

3月2日（土）10時
箱作西住民センター

市政相談・お問い合わせ
お気軽に
上甲誠市政相談所

大阪府阪南市舞 4-30-2
電話 072-474-9211
メール mj@mac-joe.net

阪南市議会基本条例の詳細について

後半は議会基本条例の中身について主なものを説明をいたします。

議会が目指すものは？

新たにつくる阪南市議会基本条例で市議会が目指すものは以下の二つです。

・市民に親しまれる、市民に開かれた議会

・子どもも大人も政治に関心を持ち、参加し、挑戦したいと思える議会

条例の目的は？

議会や議員の責務、活動について明確にすることで、市民福祉を向上させ、阪南市の発展はもちろんのこと、持続可能で環境にやさしいまちづくりを進めることを目的としています。

議会の活動原則とは？

議会が活動原則とするのは次の5つ。

（1）公正性をもって市民に開かれたクリーンな議会を目指すこと。

（2）市民に情報公開・説明責任を果たすこと。

（3）議決は、長期的展望をもって臨むこと。

（4）市政運営が適正か監視すること。

（5）市民に親しまれる議会・傍聴したくなる議会の運営に努めること。

条例で何が変わる？

今回この条例が出来ると新しく変わることが3つあります。

・議会や委員会での「市長の反問権」が認められることになります。　※注

・議員の質向上のため、年1回以上の議員研修会を開催します。

・少なくとも年1回以上、この条例を見直すこととします。

※注　市長は議員からの質問に対し趣旨を確認する目的で反問でき、より深い議論が可能となります。

そして、条例制定後、実現に向けて調査研究を続けるものが以下のものです。

・市民と議会の語ろう会
（議会報告会）

・政策討論会の構成と設置運営

・小中学校の出前講座や子ども議会

・災害対応支援本部の設置

・阪南市議会災害マニュアルの策定

・議会議員政治倫理条例

議員の定数や報酬は？

議員の定数や報酬については総合的に検討し、決定するものとしています。

・議員定数は現在、「阪南市議会議員定数条例」により14人。

・議員報酬については、市民の客観的な意見も充分に考慮すべきものとしています。令和4年11月に開催された阪南市特別職給料等審議会において「現行の月額に据え置くことが適当」との答申が出ています。

皆様へのお願い

どうかこれを機に、市民皆様には市政、議会に関心をもっていただき、「まちづくり」をワガゴトとしていただきますように、そして、子ども達に良い阪南市をバトンタッチするためにどんなことでも結構なので皆様の声を議会に届けていただきますようにお願いします。

最後までお付き合いいただきましてありがとうございました。

これからも一生懸命頑張ります。

ブログ・後援会も含めて、今後ともよろしくお願いします。

阪南市議会議員　上甲　誠